

屋外広告物許可済シール(許可等の証票)について

- 高崎市屋外広告物条例では、広告物等の許可を受けた方に、対象となる広告物への許可済シールの貼り付けを義務付けています。
- 許可済シールを貼り付けていないと、違反広告物との誤解を受ける場合があるため、許可を受けたら必ず許可済シールを見やすい箇所に貼り付けてください。
 - ・許可済シールは、1つの広告物に対して1枚お渡しします。
 - ・許可済シールは、対象となる広告物すべてに貼り付けてください。
 - ・貼り付けが困難な場合は、公道から見やすい場所(例：店舗入り口等)に貼り付けてください。

※許可済シールを貼り付ける際など定期的に屋外広告物の安全点検を実施し、常に良好な状態を保持するようお願いします。

